

# 新規高卒予定者雇用助成金のご案内

福島県では、平成22年3月新規高卒予定者の県内への就職内定を促進するため、新たな求人により新規高卒予定者を採用しようとする企業等の事業主の方を対象に、雇用助成金を交付します。

企業等の事業主の皆様方には、一人でも多くの新規高卒予定者の採用にご協力いただきますようお願いいたします。

ホームページから雇用助成金に係る申請書等様式をダウンロードできます。  
〔アドレス〕 <http://www.pref.fukushima.jp/syoko/roudou/>

## 1 支給対象要件

次のいずれにも該当する企業等の事業主が交付対象となります。

なお、事業所の規模などによる制限はありません。新規高卒予定者を採用いただいた全ての企業等の事業主が交付対象となります。

- (1) 福島県内に事業所（支店・工場等を含む）を有する企業等の事業主であること。
- (2) 平成22年1月1日以降、新たに新規高卒予定者を対象とした求人を公共職業安定所に提出し、当該求人により平成22年2月1日から平成22年3月31日までに、採用内定の通知を行った企業等の事業主であること。
- (3) 雇用期間の定めのない正規雇用として採用の内定を行った企業等の事業主であること。
- (4) 労働保険及び社会保険の法令の規定に基づき、雇用保険等に加入又は加入予定の企業等の事業主であること。

## 2 新規高卒予定者とは

新規高卒予定者とは、福島県内の次の学校の卒業予定者です。

- (1) 県立・私立の全日制・定時制・通信制の高等学校
- (2) 特別支援学校高等部
- (3) 専修学校の高等課程（専門課程は含みません。）

## 3 雇用助成金の額

採用内定者1人当たり15万円を交付します。

## 4 申請手続き

### (1) 申請書の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号  
福島県商工労働部雇用労政課（福島県庁西庁舎10階）

### (2) 提出書類

- ① 新規高卒予定者雇用助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 公共職業安定所に受理された高卒用求人票の写し
- ③ 採用内定通知書の写し

### (3) 申請期限

次の点に注意して、期限内に郵送又は持参により申請してください。

- ① 郵送の場合  
郵便局における消印が、平成22年4月20日（火）までのものを有効とします。
- ② 持参の場合  
平成22年4月20日（火）午後5時までに、上記（1）まで持参してください。

### (4) その他

求人票の内容を確認するため、企業等の就業規則等の提出を求める場合があります。

## 5 雇用助成金の支給決定

提出いただいた交付申請書の内容について審査を行った後、結果を文書によりお知らせします。

雇用内容や労働保険及び社会保険の法令の規定を遵守していない場合は、雇用助成金を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 6 交付決定取消・返還

次の場合については、交付決定を取り消し、交付した雇用助成金の全額を返還しなければなりません。

- (1) 偽りその他不正な行為によって支給を受けたことが判明した場合。
- (2) 採用内定の通知を行った後、採用内定の取消しを行った場合。
- (3) 採用内定の通知を行った後、新規高卒予定者から内定辞退があった場合。

## お問い合わせ先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県商工労働部雇用労政課  
電話:024-521-7290 FAX:024-521-7931  
E-mail:koyourousei@pref.fukushima.jp  
URL <http://www.fukushima.jp/syoko/roudou/>